

# 鳥取縣公報

昭和十八年一月二十六日  
第千四百二號

火曜日

## 目次

- 告示
  - 保安林編入.....一頁
  - 被保險者證無効.....一頁
  - 木炭販賣價格指定.....一頁
  - 產婆登錄名簿取消並訂正者.....一頁
  - 產婆名簿登錄者.....一頁
  - 縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證返納並交付.....一頁
- 彙報
  - 本年度上半期の本縣國民貯蓄狀況.....一頁
  - 玄米飯の炊き方と食べ方.....一頁

## 告示

### 鳥取縣告示第三十六號

左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

字	地番	地目	臺帳面積	要編入 見込面積	所有者
入頭郡若櫻町大字春米					
ウ堂ノムコ	六三八 ノ一七	畑	一町段 一〇四二五步	町段 三五〇〇步	若櫻町大 字春米
鳴谷	六四五	山林	七一〇	一五〇〇	同
アカン谷	五八三 次二	原野	一五八一〇	三〇〇〇	同

00529

丸岡	五九四山林	九六〇〇	二〇〇〇	同
同	五九六原野	三五一五	一五〇〇	同
同郡中私都村大字別府				
本谷	五八六山林	九三二〇	二〇〇〇	中私都村
同	五八七原野	一二〇〇〇	二〇〇〇	同

鳥取縣告示第三十七號

左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

川	一、〇五山林	町段畝 五一〇四歩	町段畝 五一〇四歩	日本發送株式會社
字地番地目	面積	要編入面積	所有者	
日野郡黒坂町大字久住				

同	一、〇五同	一三〇九	一三〇九	同
同郡溝口町大字古市				
向原	七五一原野	三五二〇〇	四〇〇〇	溝口町
同	七五四同	六七八一八	一〇〇〇〇	同
同郡同町大字父原				
鐵山林	三二六山林	六五〇〇	一〇〇〇	上橋國三郎 外二十五名
東澁谷	三一九原野	四五〇〇〇	三〇〇〇	溝口町
同郡二部村大字二部				
堂ノ谷	八二山林	三三二八	〇七〇〇	西村としへ
同	八三同	一〇一六	一〇一六	矢田貞治
同	八五同	七九〇〇	一〇〇〇	同
堂ノ谷	八八同	一九一〇三	一五〇〇	山榮太郎

00530

福ノ二	一九八同	二二七二一	一六〇〇	一郡村
同郡同村大字福岡				
山佐谷	二、三五山林	一〇〇〇	〇二〇〇	車合名會社
山佐谷	一、元二同	〇一〇六	〇一〇六	同
同郡同村大字三部				
勤部上ノ五	八七九山林	一五二二七	三〇〇〇	澤田英明
澤ノ二	八九二同	四〇一六	〇三〇〇	米原幸重
同郡同村大字燒杉				
山燒	四七二山林	一四八〇一	一三〇〇	船越藤三郎 外十二名

鳥取縣告示第三十八號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭十八年一月二十六日	鳥取縣知事	土肥米之
被保險者證 記號 番號	被保險者 氏名	工場事業場又ハ事務所所在地名稱
米はは	四五九 山岡 貞忠	米子市錦町三丁目 米子鋸工株式會社
米よ	元三 野口 英雄	米子市久米町日本曹達 株式會社米子製鋼工場
米よめ	五四五 岩田 光子	米子市祇園町 株式會社米子造船所
八ちも	一四二 小林 きく	入頭郡智頭町 智頭木材精製株式會社
八まつ	九〇 茂上千代子	入頭郡佐治村 松田製紙工場
日ひう	七 宮森岩治郎	日野郡根雨町日野林材 株式會社根雨第一工場

鳥取縣告示第三十九號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

00531

被保險者證 記號 號番	被保險者 氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地名稱	無効トナ リタル 年月日
鳥いけ	九 長谷川絹子	鳥取市瓦町二〇 池上工場	一七、 一、五
同	一三 中村 時子	同	一七、一、一〇
鳥うち	三九九 澤口ます子	鳥取市丸山町二二九 上田製糸場	一七、 一、一
鳥ひ	六九四 山口 豊	鳥取市東品治町六二 日ノ丸自動車株式會社	不 明
米はい	一一六 伊澤 喜二	米子市道笑町三丁目一 六九伯陽電鐵株式會社	一七、一 一、二〇
米よ	三六元 廣吉 紀子	米子市久米町日本曹達 株式會社米子製鋼工場	一七、 一、二八
米まで	六二 森本 勇	米子市紺屋町三一 松田タンス工場	一七、 一、三
東くに	七〇 山崎 春壽	東伯郡倉吉町三丁目 倉吉織維工業所	一七、 一、九
日ひ	四六四 秋本 國一	日野郡多里村 廣瀬鑛山	一七、一 一、四
鳥とは	一〇 金谷 壽治	鳥取市賀露町 株式會社鳥取造船所	一七、 一、二

鳥取縣告示第四十號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證

被保險者證 記號 號番	被保險者 氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地名稱	無効トナ リタル 年月日
中左ノモノハ之ヲ無効トス			
鳥つ	二四 波多野澄子	鳥取市東品治町壹ノ一 日本通運株式會社鳥 取支店	一七、 一、二
職は鳥	四一 福田甚藏	鳥取市東品治町 保證責任鳥取縣聯合會信用 購買販賣利用組合鳥取支所	一七、 一、三
職い鳥	六一 池内はるこ	鳥取市東品治町 株式會社丸由百貨店	一七、 一、〇
職い米	二〇 押田十喜子	米子市難町一丁目 茅野治郎入商店	不 明

鳥取縣告示第四十一號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證  
中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00532

被保險者證 記號 號番	被保險者 氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地名稱	無効トナ リタル 年月日
職鳥さ	三 松村 柳三	鳥取市二階町三丁目三 番地 株式會社山陰合 同銀行鳥取西支店	一七、 一、二九
職鳥	一九九 武藤多賀子	鳥取市東品治町壹ノ一 株式會社丸由百貨店	一七、 一、二八
職鳥	二八 中尾 鐵雄	鳥取市若櫻町四二番地 株式會社山陰合同銀 行鳥取支店	一七、 一、二二
職と鳥	一三 米花 正實	鳥取市魚町尻二〇番地 株式會社鳥取魚卸賣市場	一七、 一、一
同	一四 瀧波正之助	同	同
同	六 米澤 壽雄	同	同
同	一三 花井 久一	同	同

鳥取縣告示第四十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル木炭最高販賣價格  
左ノ通指定ス  
昭和十六年九月九日鳥取縣告示第七百三十三號(木炭最高販賣價  
格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

炭種	銘柄	等級	正味量目	最高卸賣價格	最高持込最 高販賣價格
炭	白	檜	一等	二〇貳	三、四二
		同	二等	同	三、二六
		同	一等	同	三、二六
		同	二等	同	三、二六
		同	一等	同	三、一〇
		同	二等	同	三、二六
	黒	檜	一等	一五貳	二、一八
		同	二等	同	二、〇六
		同	一等	同	二、一八
		同	二等	同	二、〇六
		同	一等	同	二、〇六
		同	二等	同	二、〇六
炭	白	檜	一等	三、一〇	三、二九
		同	二等	同	三、一〇
		同	一等	同	三、二六
		同	二等	同	三、二六
		同	一等	同	三、一〇
		同	二等	同	三、二六
	黒	檜	一等	一五貳	二、一八
		同	二等	同	二、〇六
		同	一等	同	二、一八
		同	二等	同	二、〇六
		同	一等	同	二、〇六
		同	二等	同	二、〇六

00533

同	三等	同	一、六七	一、八三
同	同	三〇班	三、二九	三、五二
瓦斯用木炭		一〇班		一、七八
同		一五班		二、六七
同		二〇班		三、五六
別				
同				
松炭	一等	一五班	一、七二	一、八六
同	二等	同	一、四二	一、五六
等外木炭		一五班	一、一九	一、三三
同		二〇班	一、五八	一、七五

一、本表價格ハ鳥取縣木炭検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノノ販賣價格トス

但シ昭和十六年八月九日以前ノ縣管検査ヲ受ケタル瓦斯用木炭以外ノ木炭ニ付テハ昭和十五年九月六日鳥取縣告示第六百九十三號木炭販賣價格ヲ適用ス

二、本表價格ハ鳥取縣産ノ木炭ノ販賣價格ニシテ鳥取縣産以外ノ木炭ノ最終持込最高販賣價格ハ當該縣ノ産地最寄驛ノ貨車乗渡價格ニ引取運賃ノ實費並ニ左ノ口錢ヲ加算シタル額トス但シ

瓦斯用木炭ニ付テハ本表價格ヲ適用ス  
一俵ニ付 十六錢

三、本表價格ハ別表ニ掲グル産地及之ニ準ズル地以外ノ地ニ於ケル販賣價格ニシテ産地及之ニ準ズル地ニ於ケル最高販賣價格最終持込最高販賣價格ハ十五班俵一俵ニ付四錢二十班俵以上一俵ニ付六錢ヲ控除シタル額トス但シ瓦斯用木炭ニ付テハ之ヲ適用セズ

四、瓦斯用木炭以外ノ木炭ニシテ昭和十五年八月鳥取縣令第五十五號木炭配給統制規則施行細則第五條第一號又ハ第二號ノ規定ニ依リ縣販賣組合聯合會又ハ木炭卸商業組合若ハ同則第二條ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタルモノガ知事ノ承認ヲ受ケタル消費者ニ販賣スル場合ノ一回ノ承認數量千二百貫以上又ハ同則第四條ノ規定ニ依リ知事ノ指定ニ基キ消費者ニ供給スル場合ノ一回ノ割當數量千二百貫以上ノモノノ持込販賣價格ハ前三號ニ拘ラズ本表價格ヨリ産地及之ニ準ズル地ニアリテハ十五班俵一俵ニ付十一錢二十班俵以上一俵ニ付十四錢ヲ産地及之ニ準ズル地以外ノ地ニアリテハ十五班俵一俵ニ付七錢二十班俵一俵ニ付八錢三十班俵一俵ニ付十錢ヲ控除シタル額トス

五、一俵未満ノ小分賣ノ價格ハ最終持込最高販賣價格ノ一割増ノ

00534

重寶ノ價格トス

六、取引ノ總額ニ於テ原價ヲ生ジタルトキハ四拾五入スルモノトス

七、本表最高卸賣價格ハ買主店先渡價格トス

八、鳥取縣産木炭ニシテ弓濱部(米子市ヲ含マズ)ニ於ケル販賣價格ハ本表價格ニ二錢米子市ニ於ケル販賣價格ハ本表價格ニ一錢以內ノ額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

別表

産地並ニ之ニ準ズル地

岩美郡

成器村、大茅村、蒲生村、岩井町、小田村、福部村

氣高郡

東郷村、吉岡村、神戸村、末恒村、明治村、鹿野町、

八頭郡

小鷲河村、勝部村、中郷村

東伯郡

大伊村、西郷村、散岐村、隼村、八東村、丹比村、

西伯郡

若櫻町、池田村、上私都村、中私都村、大村、佐治村、

東伯郡

社村、智頭町、山郷村

東伯郡

泊村、東郷村、三徳村、小鹿村、三朝村、竹田村、

西伯郡

旭村、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、

西伯郡

北谷村、高城村、榮村、古布庄村、上郷村、成美村、

西伯郡

以西村上山村、舍人村、花見村

西伯郡

東長田村、上長田村、法勝寺村、大國村、賀野村、大

山村、名和村  
日野郡 一圓

鳥取縣告示第四十三號

産婆登錄名簿ノ取消並訂正者左ノ如シ

昭和十八年一月二十六日

住 所 鳥取市西町三八〇番地 鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年一月六日死亡ノ爲同月十六日付名簿取消方出願ニ對シ  
同月二十一日取消 前川 直枝

前任所 岩美郡小田村大字岩常六七二番地  
新任所 八頭郡智頭町智頭保健所  
昭和十七年十一月二十一日轉住ニ依リ同年十二月七日付名簿訂正  
方出願ニ對シ昭和十八年一月二十一日訂正 佐藤 八重子

鳥取縣告示第四十四號

産婆名簿登錄者左ノ如シ

00535

昭和十八年一月二十六日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之  
本籍 鳥取縣日野郡二部村大字福岡一九七八番地  
住所 同 上  
昭和十八年一月二十二日 登録 山根千枝子  
第八八三號 大正十一年十二月六日生

◇鳥取縣告示第四十五號

產婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本籍 鳥取縣岩美郡浦富町大字浦富一五六七番地ノ一  
住所 同 上

昭和十八年一月二十一日 登録 美浦美代子  
第八八一號 大正十年三月二十日生

◇鳥取縣告示第四十六號

產婆名簿登録者左ノ如シ

昭和十八年一月二十六日  
鳥取縣知事 土 肥 米 之  
本籍 鳥取縣氣高郡日置谷村大字藏内一一番地三  
住所 鳥取市西町三七八番地ノ一  
昭和十八年一月二十一日 登録 山本君子  
第八八二號 明治四十四年四月二日生

◇鳥取縣告示第四十七號

日野地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票  
ヲ左ノ通返納並交付セリ  
昭和十八年一月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

區 分 番號 返納年月日 所屬職名 職名氏 名

縣稅檢査章 一六 昭和十八年 日野地方 元縣 妹尾 善夫  
返納 一月二十日 事務所 書記

縣稅滯納者 一六 昭和十八年 同 同 同 同  
返納 一月二十日 同 同 同 同

00536

縣稅檢査章 一六 昭和十八年 同 縣屬 同 人  
交 一月二十日 付 同  
同 一七 同 同 縣書記 米澤彌一郎  
縣稅滯納者 一六 昭和十八年 同 縣屬 妹尾 善夫  
財產差押證票 交 一月二十日 付 同

× × ×

彙 報

本年度上半期の

本縣國民貯蓄狀況

貯蓄こそは長期戦完遂、大東亞戦完勝の爲の原動力である。本縣では我が國本年度國民貯蓄二百三十億圓達成のため、縣民の貯蓄増加目標額を七千萬圓としてその實施要目を定め、長期經濟戦に對する認識と決意を昂揚し、就後縣民の勤勞強化による生産増加、消費節約、適正配給による貯蓄源泉の増大を圖り、戰時生活に徹して日常の生活を最低限度に切下げ、是非とも縣増加目標額の突破を期してゐるのであつて、或は個人的目標額の適正標準を定めて實踐し、或は天引貯蓄の全面的實行、各生産物買却代金の金融機關への振替拂制度等の積極的方法により貯蓄の計畫化と浮動購買力の吸収に努め、又は各種團體・金融機關との連絡並にこれが貯蓄實踐母体としての活動を督勵し、國民貯蓄組合の整備及び機能の促進を圖り、國債債券の消化については縣割當額の完全消化を期して各方面に積極的の方策を講ずる等極力その實績向上に

00537

努めると共に、大政翼賛會・翼賛壯年團・其他各種團體及び官公  
衙との連絡を密にして普く縣民の理解ある努力により、協力一致  
貯蓄増強に挺身してゐる次第であるが、今、本年度上半期即ち四  
月より九月までの本縣貯蓄増加実績を記すと次の如くである。

金融機關	
銀行預金	八、四六九、三六四
郵便貯金	七、四五五、〇三四
信用組合貯金	四、六〇九、八二八
無盡會社資金	八八、三〇一
小計	二〇、六二二、五二七
私人投資	
簡保年金掛金	一、七三六、二二三
民間保險準備金	三、六〇〇、〇〇〇
國債消化	二、三二八、九四〇
貯・報債消化	一、三九五、六七五
其他(株式投資)	一、二五二、五八二
小計	七、八〇八、二五六
合計	二八、四三〇、七八三
四月分	六、九八九、七〇〇

而して、これを月別に見ると

五月分	六、〇一一、三五七
六月分	六、二八三、八六六
七月分	五三四、三〇六
八月分	四、一二二、一七〇
九月分	四、四八九、三八四
合計	二八、四三〇、七八三

### 玄米飯の

### 炊き方と食へ方

近時玄米食普及獎勵の聲が擡頭しつつあるが、玄米食は國民從  
來の食生活より見れば、一般の間に概ね不馴れなものがあ  
り、其の炊き方、食へ方には特に留意工夫を要するものがあ  
るので、此處に其の要領を記して一般の參考に資することとする。

00538

### 一、備知識

玄米は籾殻を取除いた穢の米で、まだ硬い皮に被はれてゐるから、之を飯にするには豆を煮る要領で水をやゝ多く加へ、文火で長く炊き、玄米の皮が延び切つて破れ中味が出て充分に膨らむのを目安とするがよい。

玄米は炊飯中途で水を追加したり、掻き混ぜたり、火を加減しても一向差支へなく、此の點寧ろ炊き方は容易で、要領さへ呑み込めば何でもないが、炊きがよくないと味も落ち消化も悪くなる。玄米が飯になる過程は、先づ水の沸騰に依つて玄米内部の澱粉が糊化し膨脹するため、外皮が破れて中味が出て来る。次に此の中味が次第に水を吸ひ込んで大きく膨らむ。充分に水を含んで軟かに膨らんだならば再び強く加熱して餘分の水を蒸發させれば美味しい玄米飯が出来上る。

### 二、炊き方

イ、水洗ひ—玄米は軽く一度水洗ひする程度に止め、強く淘がむことが肝要である。  
玄米は長く水に漬けて置いても直ぐ炊いても大差はないかは水に漬けて置く必要はない。  
ロ、炊飯器具—普通の鍋釜でよい。蓋は沸騰の際餘り蒸氣の逃げ

ぬるものを選び、殊更壓力をかけなくてもよい。

ハ、水加減—初めて玄米食を試みる人は軟か炊きを好むか、慣れると硬炊きをよく咀嚼して味はふことを好むやうになるからそれらの嗜好に應じて水加減すべきである。水の分量は米の品種、新古、乾燥度や燃料の種類と火加減等に依り相違するが、玄米一升位に對し水一升五合乃至二升程度を普通とする。若し少量の玄米を炊く場合は水の分量割合を幾分多い目にし少量に炊く場合は幾分少な目にする。

ニ、火加減—燃料は薪・木炭・石炭・ガス等何でもよい。燃料の相違、米の量、水の多寡や寒暑に依つて炊く時間は一定しないが、氣長に炊くことが必要である。

先づ最初餘り強くない火で炊く。十四、五分から二十分もすれば沸騰し始め、湯氣が蓋の周圍から噴き出すから四、五分其の儘に置き、次に火加減を極く弱くするか消火して三十分乃至一時間放置する。此の間に米は水を吸つて膨脹するから充分に膨らんで盛り高くなるのを待つて、今度はやゝ強火で水の引くまで加熱すれば美味しい飯が出来上る。此の加熱時間は十分乃至三十分位である。

中間の膨脹に要する時間と水加減、それに加熱の要領に依つて硬炊きとも軟か炊きともなる。玄米粒が充分に水を吸ふこ

00539

とが出来上りを美味しくする要點であるから、早くから水が蒸發してなくなるやうではポロポロの硬い飯となる。

（附）

イ、玄米粥、玄米重湯の作り方

玄米粥を作るには、玄米量の五倍の水を加へて長く煮る。玄米重湯を作るには玄米量の十倍の水を加へ、文火で長く二、三時間以上も煮てどろどろになつたら之を濾し取ればよい。

ロ、大豆飯の作り方

玄米一升に大豆三合内外を混ぜて炊く。水加減は二升一合位とし、炊き方は玄米飯と同様である。大豆飯には食塩を少量加へれば一層美味となる。小豆豌豆等の混炊も同様である。

ハ、野菜飯の炊き方

甘藷・馬鈴薯・大根等をよく水洗ひし、賽の目に切り（玄米一升に付き切芋五合位）玄米飯が沸騰し始めてから約五分の後水加減を弱くする前に之を入れて大豆飯の要領で炊く。

三、炊飯上の注意

イ、淘ぎ洗ひせぬこと一淘ぎ洗ひすれば大切な栄養分を流失する殊にビタミンの損失は甚しい。

ロ、高圧釜を使はぬこと一長時間の加熱や高圧釜炊きはビタミンも壊れが甚しい。尙ほ高圧釜では取扱の不注意等、爆發の

危険を伴ふから使はぬ方がよい。加熱を成るべく少く美味しく炊くやう工夫することが肝要である。

ハ、オネバを流失させぬこと一炊飯の途中でオネバを流さぬやうに水加減、火加減に注意を要する。炊飯途中で水を加へるとは差支へないが、餘分の水を汲み取る如きは是非避けるやう強め水加減して置かねばならぬ。

四、食 べ 方

イ、咀嚼一玄米飯は如何に軟かく炊いても強靱な皮が混ざるから常によく咀嚼することが必要である。咀嚼を怠ると消化吸収が悪くなり、場合に依つては下痢を起すことさへある。従つて食事時間に充分の餘裕を作ることが必要である。又玄米食は茶漬で流し込んでならぬ。

ロ、鹽の添加一玄米炊飯に當つて鹽味を付けることも食味を増す一法である。尙ほ玄米食に於ける食鹽の多量攝取は健康上必要であるから、副食物には鹽味のを配することが好ましい。

ハ、食事回数一玄米飯は一度に多量を攝り難いから、肉體労働の場合には食事回数を増す等の考慮を拂つた方がよい。

イ、食事は回数一玄米飯は一度に多量を攝り難いから、肉體労働の場合には食事回数を増す等の考慮を拂つた方がよい。

昭和十八年一月二十六日印刷  
昭和十八年一月二十六日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 發行所  
鳥取縣 鳥取市 東町 發行所

鳥取縣 鳥取市 東町 發行所  
鳥取縣 鳥取市 東町 發行所